（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第二条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（届出人に対する通知） **第二十六条**　［略］ 2　前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するストーカー行為をされていた場合 二　［略］	（届出人に対する通知） **第二十六条**　［同上］ 2　［同上］ 一　届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第二項に規定するストーカー行為をされていた場合 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月三日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第千百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八戸市

二　構造改革特別区域の名称　八戸ワイン産業創出特区

三　構造改革特別区域の範囲　八戸市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　花巻市

二　構造改革特別区域の名称　花巻クラフトワイン・シードル特区

三　構造改革特別区域の範囲　花巻市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八）、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　南陽市

二　構造改革特別区域の名称　ぶどうの里なんようワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　南陽市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島県南会津郡南会津町

二　構造改革特別区域の名称　南会津町果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　福島県南会津郡南会津町の区域の一部（田島地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第千百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　浜松市

二　構造改革特別区域の名称　伝承の里みさくぼどぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　浜松市の区域の一部（水窪町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第千百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　奈良県及び橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村

二　構造改革特別区域の名称　飛鳥認定通訳ガイド特区

三　構造改革特別区域の範囲　橿原市並びに奈良県高市郡高取町及び明日香村の全域